

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：明光技研株式会社
- 業者の住所：山形県南陽市西落合566-1
- 2 指名停止措置期間：令和7年6月30日から令和7年10月29日まで（4か月）
- 3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県
- 4 事実概要
- 同社の代表取締役は、山形県高畠町が発注した業務の指名競争入札において、同町職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年2月16日、山形県警に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕され、その後、同代表取締役は、業務の入札情報を入手した見返りとして同職員に現金を渡したとして、同年3月7日、山形県警に贈賄の容疑で再逮捕されたものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の8

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～7 略	
（競売入札妨害又は談合）	
8 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕さ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第10号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴提起を知った日から全ブロックを対象として3か月以上12か月以内
9～14 略	